平成３０年（フ）第１７１３号
大阪府吹田市垂水町２丁目19番13号
債務者　安本　和子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８３８号
大阪市西区本田２丁目７番23―604号
債務者　竹西　良光
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９０３号
大阪府寝屋川市御幸東町33番１号
債務者　上村　　信
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０４９号
大阪府吹田市岸部南３丁目４番２号
債務者　原田　利廣
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０７３号
大阪府四條畷市岡山１丁目19番３号
債務者　中田建材こと　中田　博之
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１２８号
大阪市北区長柄東２丁目３番29―503号
債務者　見矢　和男
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１４８号
大阪府交野市幾野３丁目30番15号
債務者　吉井かおり
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２５０号
大阪市東住吉区北田辺３丁目10番22号
債務者　山田美代子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３００号
大阪府守口市南寺方中通１丁目14番５号
債務者　裏川　純一
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３８３号
大阪府池田市緑丘１丁目４番25号　グリーンヒル池田308号
債務者　台丸谷清二
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３８８号
大阪市城東区古市１丁目15番１―101号
債務者　政　　朝一
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３８９号
大阪市城東区古市１丁目15番１―101号
債務者　政　つね子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７６号
香川県高松市香川町浅野2601番地37
債務者　高津　理恵
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１０８号
香川県高松市一宮町1890番地３
債務者　田井　満子（旧姓春瀬・安藤）
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第３１号
福岡県大牟田市中島町３番地１
債務者　武田　善大
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成３０年（フ）第３７号
福岡県大牟田市大字白銀640番地10　みのり荘３号
債務者　一ノ瀬伸子（旧姓松藤）
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成３０年（フ）第６４号
長崎県諫早市天満町53番８号
債務者　宮嵜　雅子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係